

会 議 録（概要）

会議の名称	令和3年度 第3回 佐渡市地域包括ケア会議（書面会議）
開催日時	令和4年2月18日（金） 意見等提出締切
場 所	—
議 題	高齢者虐待対応について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<p>参加者（通知団体・回答者） （公務員除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体 16名 （公務員） ・佐渡警察署 生活安全課 生活安全係長 草野光政 ・新潟地方法務局 佐渡支局 総務係長 立岩智佐代 ・新潟県佐渡地域振興局 地域保健課 保健師 狩野雅暉 ・佐渡市消防本部 総務課 課長補佐 前田一 ・佐渡市市民生活課 健康推進室 保健係 係長 田村京子 ・佐渡市市民生活課 保険年金係 主任保健師 石塚秀美 ・佐渡市社会福祉課 障がい福祉係 精神保健福祉士 塚本あすか <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市高齢福祉課 地域包括ケア推進室 室長 出崎弘美 ・佐渡市高齢福祉課 地域包括ケア推進係 係長 関口小百合 ・佐渡市高齢福祉課 地域包括ケア推進係 主任 柴原祥二 ・佐渡市高齢福祉課 包括支援係 主事 土賀恵心 ・各地域包括支援センター 社会福祉士 4名
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・回答票 ・会議資料概要説明 ・資料 No. 1 「第3回 佐渡市地域包括ケア会議について」 ・資料 No. 2 「佐渡市における高齢者虐待の現状について」 ・資料 No. 3-1 「養護者による高齢者虐待防止支援フローチャート（新）」 ・資料 No. 3-2 「養護者による高齢者虐待対応の対応手順（旧）」 ・資料 No. 4-1 「高齢者虐待予防講演会（佐渡市）」 ・資料 No. 4-2 「虐待予防講演会アンケート集計結果」 ・資料 No. 5 「佐渡地域高齢者虐待防止従事者研修会（佐渡地域振興局）」 ・資料 No. 6 「養介護施設従事者等による虐待への対応」
傍聴人の数	—

備 考	
会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
<p>地域包括ケア推進係</p> <p>包括支援係</p> <p>委員A氏</p>	<p>1 議題『高齢者虐待対応について』</p> <p>(1) 会議概要説明「第3回 佐渡市地域包括ケア会議について」 … 資料 No. 1 参照</p> <p>(2) 佐渡市における高齢者虐待の現状について … 資料 No. 2～5 参照</p> <p>(3) 高齢者虐待防止ネットワークにおける各団体等の取組について … 回答票により回答</p> <p>① 虐待発生の予防について 虐待の起きる背景には、高齢者と養護者とのこれまでの人間関係や介護疲れ、経済的問題など様々な要因が絡み合っており、日頃の業務や活動の中で、どのようなことが虐待の予防につながると思うか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭内の問題」では、近年、核家族化や独居の増加など、家族構成の変化や高齢者の介護サービス利用拒否などにより、同じ人に介護負担が集中する場合があります。 ・ 佐渡市は高齢者が多く、要介護度が高くても施設入所できないケースが増えており、今後在宅介護を推進せざるを得ないが、在宅介護を支えるサービスが不足している状態なので、まず訪問看護・訪問リハビリ・訪問入浴・ショートステイ・送迎サービス・デイサービス・ヘルパー等の介護サービスが利用しやすくなる環境を整えること。 ・ 在宅介護を支えるマネジメント能力を高めるために、ケース会議等で経験を積み重ねることが重要。 ・ 日頃の業務の中では出来ることが限られるが、介護サービスを伝え、利用を勧めること。 ・ 養護者が高齢者に無理な要求をしないよう、退院前リハビリ見学を行い、現在の身体機能と今後の見通しを正しく伝えること。 ・ 「養介護施設従事者等による虐待」では、小規模の施設では人員に余裕がなく、特定の人に業務負担が集中し、業務過剰が常態化していることや、特定の介護従事者が同じ利用者

委員 B 氏	<p>を長期間担当し、濃厚な関係になることで介護従事者にストレスを与える場合がある。それに対して管理体制が正常に機能していないことが挙げられるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常にオープンにして職員間でお互いに監視し、協力できる体制を作ることが重要で、施設間の人的交流や部署担当者の配置転換、定期的な監査等でお互いに関心を持ち、刺激を入れることが必要だと思う。 ・ 相談を受ける際は、なるべく本人と家族双方から話を聞くようにしている。家族の中には、本人には言えず困っていたり我慢している人もいたり、背景がそれぞれあるため、家族背景も含めてお互いの考えが聞けるよう促している。時には時間を分けて話を聞くようにもしている。 ・ 困っている事や辛い状況を声に出すことに抵抗がある家族もいるため、家族が話しやすい環境や場の設定も考えて行っている。(家族のみでの事前問診等) ・ 院内では外来ナースとも情報共有を図り、外来での様子が心配、家族が疲れていた等、気になる様子があった時は情報提供を受けている。その情報を受け家族へ様子を伺う対応も行っている。
委員 C 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方が介護者に対して声掛けし、困ったことがあれば連絡するように伝える事で、少しでも気持ちやストレスを和らげられるのではないかと。
委員 D 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のストレス解消。日頃から職員の話聞き、小さな変化に気付く事。仕事面だけでなくプライベートな悩みまで、気軽に話してもらえるような良好な人間関係を築いておく事が大切。
委員 E 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の無料法律相談における借金や認知予防等の相談では、高齢者自身が体験してきた親の介護は、親族による介護が中心であったが、現在の介護は、赤の他人による介護を受ける比率が高まってきている。他人による介護では、特に乳がん手術による乳房切除者など、他人に裸を見られることを特に拒否する者もいるが、羞恥心からその場で声を出して拒否できないという話を聞くことがあった。また、日常会話での話では、紙おむつを使用（おむつは、洗濯して再利用するものとの教えを受け育っていることから、経済的にもったいないとの思いを持っている。）することにもったいないとか屈辱感を訴えてくることも多くある。

	<p>介護ビジネスにおいて、高齢者にこれらの羞恥心や屈辱感を感じさせることは、日本国憲法第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条および第 19 条の憲法の理念に反している可能性があり、自然発生的に精神的な虐待行為が発生している場合があるように思える。</p> <p>よって、高齢者の入浴や用便の世話などの介護を行う際には、本人自身の意向を十分に聞き、意見を尊重して対処することや、介護に当たる職員らに対し、わが国憲法の基本的な人権の享有等について十分な教育を実施することが虐待予防につながると考える。</p>
委員 F 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待は、高齢者と養護者との長い生活の歴史があり、いろいろな要因が複雑に絡みあっており、一概に加害者（養護者）がすべて悪いとは言い難い事例がたくさんある。 ・ 日頃の活動で養護者の話をよく聞き、ご苦勞に寄りそうことができれば何らかの力になれるのではないかと考える。
委員 G 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃の活動では、なかなか虐待予防に繋げることは難しいと思われる。
委員 H 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員は家族が同居している高齢者宅を見守ることは普通ないので、家族間の虐待を発見できるとは言えない。 ・ 外部からの情報を得た場合は、確認に動いたり、関係機関に知らせたりすることはできる。また、地域において高齢者虐待について（注意）情報を流すことはできる。
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の困り事を相談できる環境づくり。（地域、職場、友人、親族等） ・ 虐待要因の軽減。（相談窓口の周知・紹介、声かけ、インフォーマル・ボランティア等を含むサービスの利用） ・ 虐待は人権侵害にあたることの周知。
委員 J 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近見かけないなどの、地域の声を拾って在介と包括が訪問し様子を見る。 ・ 保健師や在介の訪問を頻回にする。
佐渡警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭を訪問した際の家人に対する声かけ、各種相談機関等の紹介。 ・ 認知症等により虐待事実が判然としない場合であっても、疑いがあれば通報や情報提供をすることが、予防に繋がるのではないかと考える。

新潟地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の業務時間中であれば、電話又は面接で人権相談を受け付けているので、相談をしてもらう、話をしてもらうことで少しでも予防につながればと考える。
佐渡地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の紹介。 ・ 関係職種向けの高齢者虐待予防研修会の開催。
佐渡市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場活動で、現場環境、話を聞いた中から判断し、少しでも疑いがあった場合は地域包括支援センターへ報告する。
市民生活課保健係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・養護者、また支援者も孤立させないように、日頃から声を掛けたり、気にかけてあげることが予防につながると考える。 ・ 困った時に困ったと言える日頃からの関係づくりと、困った時に聞いてもらえた、受け止めてもらえたと思えるような関わりが、高齢者や養護者、そして支援者にもできると良い。
市民生活課保険年金係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険年金に関する減免・免除など利用可能な手続きの紹介・説明。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の紹介。 ・ 初めに相談を受けた機関が適切につなぐ。様々な要因があると思われる際にはケース会議等を行い、必要な支援の確認、紹介をする。 ・ 家族がストレスをためないよう、訪問時等に話を聞く。
	<p>② 虐待の早期発見について</p> <p>日頃の業務や活動の中で、早期発見に結びつく活動や場面があるか？また早期発見のために必要と思うことはあるか？</p>
委員 A 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院前に 8050 問題に該当するような息子、娘と二人暮らしの家族構成で、養護者が退院に向けた無理な要求をする場合は、特に注意して対応する。 ・ 訪問リハビリや外来リハビリの受診時に、患者さんの状態と共に養護者の介護負担やメンタルも観察する。

委員 B 氏	<ul style="list-style-type: none"> 通院患者で虐待の発見になることは少ないが、何か様子が心配であったり家族が困っていたり、状況によっては包括支援センターへの情報提供を行っている。
委員 C 氏	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方の話に耳を傾ける事で、家族関係を知る事ができ様子がわかる ⇒ 包括へつなげる。 ショート利用中の入浴介助時に身体に異変がないか調べる。
委員 D 氏	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な観察の中で変化を見逃さない事。
委員 E 氏	<ul style="list-style-type: none"> 苦情・通報による、通報者の保護、及び不利益取り扱いの禁止の具体的な徹底が望まれる。 意見・苦情等の通報を受ける側に、苦言発信者・通報者に対する報復行為を行う体質が現実としてあり、通報等には躊躇を覚えるので、報復行為をなくすことが、早期発見になると考える。
委員 F 氏	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見に直接結びつく活動はほとんどないが、地域包括支援センター等より経済的虐待の件で成年後見制度利用の相談はある。
委員 G 氏	<ul style="list-style-type: none"> 会の活動では、今のところ虐待の早期発見に繋げることは難しいが、訪問栄養指導を行う人材が確保できれば、栄養状態から虐待の早期発見に結びつけられると考える。 また日々の業務で、デイサービス等を利用していただければ、施設での栄養指導を行うことができ、そこから栄養状態などで虐待の発見に繋げることが可能かと思う。
委員 H 氏	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、あまりに異様な状態、風体の高齢者の存在に気がついた時は、注意して見守りをするよう心がける。 虐待の疑いが深まれば、関係機関に報告する。
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時の利用者の発言や表情、態度、体重減少などの変化や、介護者の変化に気づく。 入浴や排泄介助時に皮膚状態の異常に気づく。 近隣住民からの情報提供。 早期発見に向けた、市民・事業者向け研修会の開催。 相談・情報先の周知。

委員 J 氏	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断に行かなかった方などに電話コールを行う。 地域の活動に参加の誘いを試みる。
佐渡警察署	<ul style="list-style-type: none"> 窃盗事件の通報により、駐在所員が現場臨場した際、高齢者に対する息子の叱責の様子に違和感を覚え、虐待事実が判明したケースがあった。 高齢者虐待とは関係のない事案であっても、高齢者虐待が潜んでいる可能性があることを意識しながら聴取することが必要。
新潟地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> 日頃の業務の中で、早期発見に結びつく場面としては人権相談がある。また、相談内容が虐待の疑いのある事案の場合、関係機関に連絡し、連携を図ることで早期発見につながる。
佐渡地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 保健師の訪問時に対象者やその家族の様子が異なる場合は、市や地域包括支援センターへ連絡する。
佐渡市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 日頃の活動の中で、虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターへ報告をしている。
市民生活課保健係	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患のある養護者が、高齢者との関わりで否定されたり、うまくいかない状況が続いたり、睡眠不足などで疲労がたまり病状を悪化してしまうことがあった。 早期発見のために、養護者の体調管理と、介護が適切に行えるための支援。(介護サービスの調整、レスパイト、養護者でなければならない役割の整理をして、養育者自身の自己有用感を高めるなどの調整を支援ができれば良いと思う)
市民生活課保険年金係	<ul style="list-style-type: none"> 窓口で保険年金の手続きの際、気づくことがあれば介護サービス、福祉、保健それぞれの担当課、専門職につなぐ。 医療機関への重複頻回受診や、多重服薬者への指導。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 訪問時、本人と家族の話を別々に聞くことで本音が聞きやすい。 いつもと違う様子の時には、適切な機関に連絡する。 サービス利用している方については、サービス事業所が第一発見者となりやすいため、変わったことがあった際には連絡するよう定期的に周知する。

	<p>③ 虐待への対応について</p> <p>虐待を受けた人や行った人に対して団体等でできることはどんなことか？</p>
委員 A 氏	<ul style="list-style-type: none"> 虐待対応ケース会議への参加、適切な移乗動作、移動動作のアドバイス、軽度認知症の対応や、摂食嚥下介助方法の指導を定期的に行うことが考えられる。
委員 B 氏	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族等から相談を受けた際は、精神科的な専門分野での助言、アドバイスを行う。
委員 C 氏	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた人と行った人を離す措置入所や、ケース会議への参加。
委員 E 氏	<ul style="list-style-type: none"> 不法行為による損害賠償訴訟（民 709 条）の訴状の作成。 証拠説明書の作成等。
委員 K 氏	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見人等候補者の推薦。 成年後見等申立てのサポート。 高齢者虐待対応専門職チームの派遣。 地域包括支援センター訪問法律相談事業。 各種法律相談、債務整理等。
委員 F 氏	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用、申し立て支援裁判所より成年後見人に選任され、その家族に関わっていく。
委員 G 氏	<ul style="list-style-type: none"> 会としては、虐待の会議等への参加くらいで、今のところ協力できないことがない。 <p>個々では、食事面で困りごとがあった場合、電話での対応になるが、各施設相談にのることが可能。</p>
委員 H 氏	<ul style="list-style-type: none"> 状況が悪化しないか見守る。 理事会、定例会で虐待について学ぶ必要はある。（内容的には難しいものとは感じる）
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの受理から終結までの対応。 介護サービス事業所からの情報提供、協力。 生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーによる支援。 地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、成年後見センターによる権利擁護支援。

委員 J 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例検討などを通じ、ケア能力、対応スキル向上を図る。 ・ 地域や保健師など話を聞きながら助言をすることや、以前に虐待を行ったことのある方のサークルを作る。 ・ ケースカンファへの参加。
佐渡警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内に問題のあるケースについては施設入所を促す。 ・ 介護疲れが要因である場合は、施設入所、デイサービス等の介護サービス提供が大切だと思う。
新潟地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者（被害者）から人権相談を受けた際に、高齢者虐待の疑いがある場合、専門的な知識がある関係機関に連絡し、連携を図る。
佐渡市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接本人に対してできることはないが、聞き取りやその人の様子から何か気付いた場合は、小さなことでも地域包括支援センターに報告するよう心掛ける。
市民生活課保健係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区担当保健師としてケース会議に参加し、養護者への支援ができると考える。（虐待をするに至った背景を共有し、養護者の健康管理を通して支援にあたる。）
市民生活課保険年金係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険年金に係る制度の説明・手続き。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問等による様子確認。助言。 ・ 相談に継続してのる。
委員 A 氏	<p>(4) 「養介護施設従事者等による虐待への対応」について … 資料 No. 6 参照、回答票により回答) 「養介護施設等による虐待対応マニュアル（案）」について意見等を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルには、初めに佐渡市に通報することになっているが、佐渡市のどの部署に通報するのか記載がない。「高齢者虐待防止支援フローチャート」には、各地域包括支援センターか高齢福祉課と記載されている。被害を受けた方が若年者の場合はどこになるか。窓口がどこかはっきりわからないように思う。
(事務局回答)	<p>⇒ 養護者による高齢者虐待の場合、通報先は佐渡市高齢福祉課もしくは地域包括支援センターになる。一方、養介護</p>

	<p>施設従事者等による虐待の場合は佐渡市高齢福祉課が通報先になる。質問を受けフローに追記した。</p> <p>65歳未満であっても介護保険の適応となる特定疾病を有しているなど、高齢者福祉の分野の支援が必要であると考えられる者であれば、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を行っていく必要がある。このため通報先は65歳以上の虐待の場合と同様になる。</p>
委員 B 氏	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止について、実際の現場では難しいこともある。早期発見、対応が重要と考えます。
委員 E 氏	<ul style="list-style-type: none"> 個室での未成年者や精神上的の障害がある者への虐待の事実関係調査は、スピードを要し難しいと思われるので、プライバシー保護の必要性と可視化や録音の必要性の議論が必要。
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> 記載されているページ数に相違がある。
(事務局回答)	⇒ ページ数の記載を修正。
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> P75 イ①に介護サービス計画、ケアプランとあるが、どちらかの記載で良いのでは。
(事務局回答)	⇒ 介護サービス計画はサービス事業所が作成し、ケアプランは介護支援専門員が作成するものと捉え、用語を分けて使用。
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> P76 (3)「高齢者、虐待」⇒「高齢者虐待」
(事務局回答)	⇒ 「高齢者や虐待」として文章がつながるように修正。
委員 I 氏	<ul style="list-style-type: none"> P83 「身体拘束」と「身体的拘束等」の記載があるが、統一した方が良いのでは。
(事務局回答)	⇒ 「身体拘束」に統一して記載。
佐渡警察署	<ul style="list-style-type: none"> 重大な虐待事案等において、警察への連絡が遅くなると、事件を立証する上での証拠が消失してしまうため、早期の連絡をお願いしたい。
佐渡地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 旧版の佐渡市マニュアルでは、高齢者虐待リスクアセスメントシートに記入することが、緊急性の指標となっていた。

<p>(事務局回答)</p>	<p>新しいマニュアルでは、高齢者虐待リスクについて緊急性を測る指標のようなものはあるか。</p> <p>⇒ 添付が漏れていたため新たなアセスメント表を添付。</p>
<p>市民生活課保健係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P84 高齢者虐待の防止について、施設で共有できると良い。 ・ 研修として、高齢者等への理解も職員ひとり一人違うので、お互いの思いを聞き合う中で、支援のあり方を考えられるような機会があると、職員の意識が変わり予防につながる。(コーディネーターが入って)
<p>市民生活課保険年金係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引用だからだと思うが 72 ページから始まっており、ページ表記が気になった。また、【】内のページ数がずれている気がする。【3 頁】【8～10 頁】など添付がないページは確認できず。
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 添付が漏れていたため、追加して添付。</p>
<p>市民生活課保険年金係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P76 (3)調査報告の作成の欄の【85, 86 頁】→【86, 87 頁】 ・ P77 ①概要報告(別紙 1)【77 頁】→【78 頁】②詳細報告(別紙 2)【78, 79 頁】→【79, 80 頁】
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ ページ数を修正。</p>
<p>市民生活課保険年金係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P78 (決まっている様式なら仕方ないが、) 次の項目があると良い。「報告書作成日」「作成者名の記載」「家族等への説明・反応」の欄に「代表となるご家族の名前」「続柄・連絡先」の欄。
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 雛形に沿った様式のため、今後の参考としたい。</p>
<p>市民生活課保険年金係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P87 「程度・緊急性」の枠の 2 と 4 が空欄になっているのは改行の影響か。何か文字が消えてしまったのか。
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 体裁を修正。</p>
<p>市民生活課保険年金係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待された方が「医療が必要になったのか」「全治までの期間」などの欄があると良いかと感じた。
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 意見をもとに追記。</p>

<p>委員 A 氏</p> <p>(事務局回答)</p> <p>委員 A 氏</p> <p>委員 C 氏</p> <p>(事務局回答)</p> <p>委員 E 氏</p> <p>委員 G 氏</p>	<p>2 その他</p> <p>… 回答票により回答</p> <p>その他、地域包括ケア会議に関して自由記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「擁護者による高齢者虐待防止支援チャート」の中で、高齢者は緊急一時避難居室を利用しているが、高齢者で介護が必要な場合迅速に対応できるのか。 ・ 医療機関に入院する場合は、問題が解決できるまで長期間入院が継続することになる。そもそも離島で医療資源が限られる中で社会的入院が長期化することは問題ではないだろうか。 ・ 今回のように書面会議を行うのであれば FAX 以外にメールで回答することを考慮し、回答票の書式をメールに添付し送付していただきたい。 <p>⇒ 今後は会議案内等も含め、電子メールの活用を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段の会議では会議の流れからなかなか発言の機会を得られないので、このような機会もあれば良い。 ・ 地域課題は発見できて検討するが、資源の開発や対応等は機能していないと思われる。検討した内容をどのように現場に落とし込んでいけるかも課題だと感じ、検討が必要ではないか。 <p>⇒ 次年度の課題として会議の持ち方等、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設退所時に、契約書上原状回復義務を設けている契約書について、民法第 621 条が設けられたことから、契約書の見直しが必要と考える。契約時の説明したことと説明を聞いたことの証拠を残して置く必要性を感じる。 <p>また、経年変化の部分については、原状回復義務がないことが明文化されたので、経年変化の策定をどうするのかの算定率表を設けるなどの改善が必要と思われる。</p> <p>関連して、精神上的の障害により他人に損害を与えた者は、その賠償の責任を負わない（民 713 条）ので、これに対する対応基準を設ける必要性を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なかなか会としての協力ができず申し訳ない。今年度は、第 3 回で終りになるか。
---	--

<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 今年度は3回で終了となる。</p>
<p>委員 G 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 令和4年度は支部長改選の年で支部長が変わる。変更になったら連絡したい。2年間お世話になり、ありがとうございました。
<p>委員 H 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 会議の位置づけが懇談会等となっているせいか、それぞれの立場での取り組みを聞いてゆくのは良いが、強い目標設定や方向性、意思の統一を図る流れが見受けられない(と私は思ってきた)。それが、参加者の(欲求)不満を招いたり、達成感や充実感を損なうことになっていたりしないだろうか。もっと強い方向性の表明があっても良い。
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 次年度の課題として会議の持ち方等、検討する。</p>
<p>委員 J 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 会議をして終わりではなく、次回までに何を行ってもらいなど、課題でもないが、それに対して行ってもらい、また持ちよることで課題の整理ができるのではないか。
<p>(事務局回答)</p>	<p>⇒ 次年度の課題として会議の持ち方等、検討する。</p>
<p>地域包括ケア推進係</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 修正した虐待対応マニュアルは令和4年度 第1回 佐渡市地域包括ケア会議で配布予定。 <p>4. 閉会</p>